

岩手県告示第606号

道路法（昭和27年法律第180号）第9条の規定により告示した県道路線の認定に係る告示事項を次のとおり変更する。

平成23年9月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 主要地方道

新旧 の別	整理 番号	路線名	起 点	重要な 経過地	備 考
			終 点		
旧	21	花泉藤沢線	一関市花泉町		平成17年岩手県告示第811号
			東磐井郡藤沢町		
新	21	花泉藤沢線	一関市花泉町		
			一関市藤沢町		

2 主要地方道以外の県道

新旧 の別	整理 番号	路線名	起 点	重要な 経過地	備 考
			終 点		
旧	188	綱木黄海線			起点 宮城県登米市東和町綱木 平成17年岩手県告示第280号
			東磐井郡藤沢町黄海		
新	188	綱木黄海線			起点 宮城県登米市東和町綱木
			一関市藤沢町黄海		
旧	218	藤沢津谷川線	東磐井郡藤沢町		平成17年岩手県告示第811号
			一関市室根町津谷川		
新	218	藤沢津谷川線	一関市藤沢町		
			一関市室根町津谷川		
旧	295	藤沢大籠線	東磐井郡藤沢町	宮城県登米市 東和町	平成17年岩手県告示第280号
			東磐井郡藤沢町大籠		
新	295	藤沢大籠線	一関市藤沢町	宮城県登米市 東和町	
			一関市藤沢町大籠		

備考 関係図面は、岩手県県土整備部道路環境課並びに県南広域振興局土木部一関土木センター及び土木部千厩土木センターに備えておいて縦覧に供する。